

第8章 計画の推進

地球温暖化防止に向けた県民運動を展開していくためには、行政、事業者、県民、環境保全活動団体等の各主体がそれぞれの役割を確認し、お互いに連携・協働することが重要です。

本章では、これまで示してきた対策・施策を効率的に推進するため、計画の推進体制、各主体の役割、計画の進捗管理及び計画の見直しについて示します。

1 計画の推進体制

(1) 県の推進体制

副知事を本部長に、各部局長で構成する「鹿児島県地球温暖化対策推進本部」により、庁内関係機関の連携及び対策・施策の調整を図り、本計画に基づく対策・施策を総合的かつ計画的に推進します。

(2) 地域内推進体制

地球環境を守るかごしま県民運動推進会議において、地球温暖化防止に向けた県民運動を展開するとともに、地域の実情を踏まえた効果的な温暖化対策についての意見・情報交換を行いながら、本計画の推進を図ります。

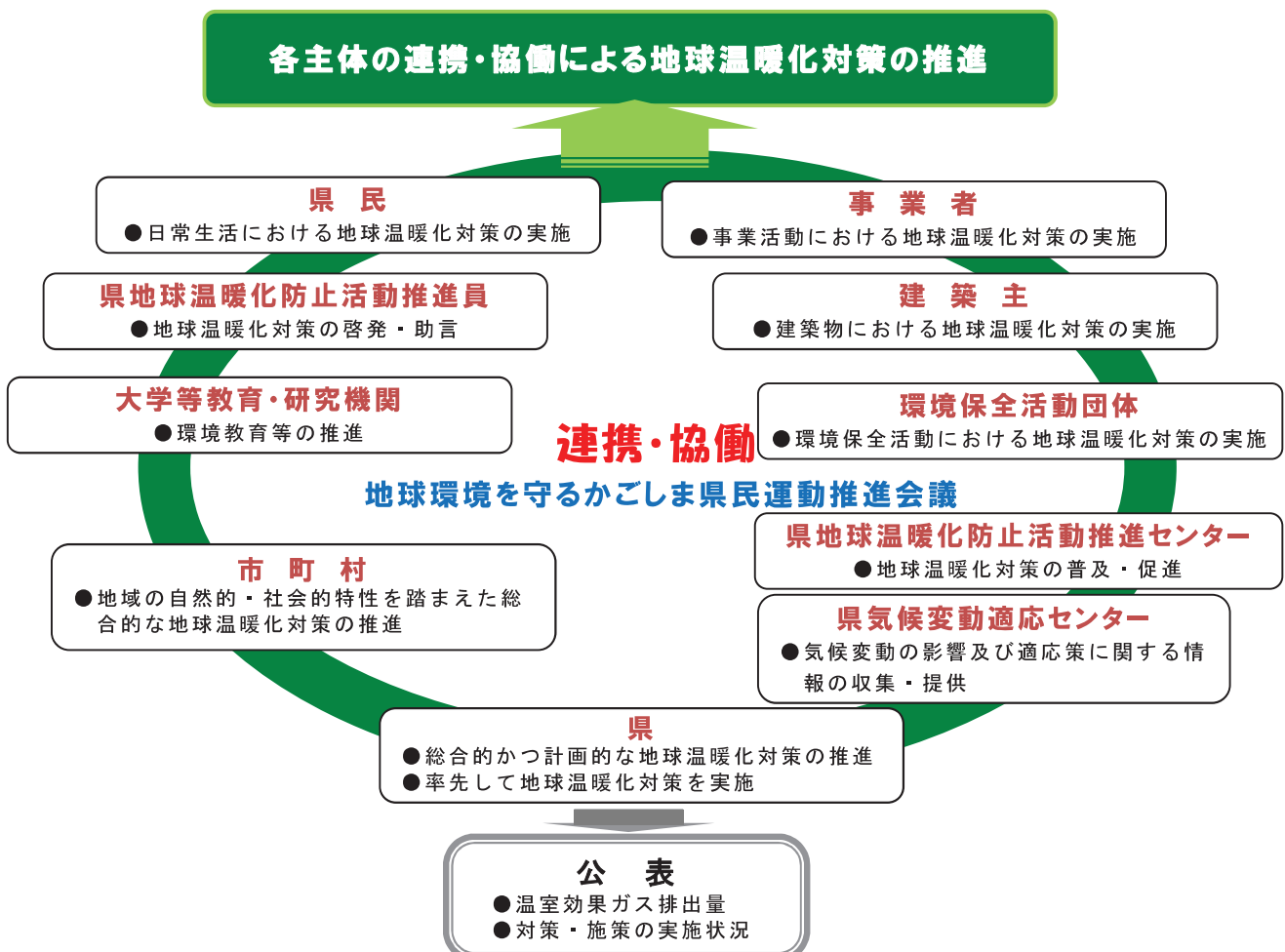


図 8-1 各主体別の体系図

2 各主体の役割

(1) 県の役割

- 地域の自然的・社会的条件に応じた地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進します。
- 市町村，事業者，県民及び環境保全活動団体等と連携・協働して地球温暖化対策に取り組みます。
- 県庁環境保全率先実行計画に基づき，自らの事務及び事業に関し，率先して地球温暖化対策を実施します。
- 地球温暖化対策に積極的に取り組む事業者，県民及び環境保全活動団体等を表彰し，地球温暖化防止への意識向上や普及啓発を図ります。

(2) 市町村の役割

- 地域の自然的・社会的条件に応じた地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進します。
- 事業者，住民及び環境保全活動団体等と連携・協働して地球温暖化対策に取り組みます。
- 自らの事務及び事業に関し，率先して地球温暖化対策を実施します。
- 地域脱炭素化促進事業の促進に努めます。

(3) 事業者等に期待される役割

- 地球温暖化の防止の重要性に関する理解を深め，その事業活動において，温室効果ガスの排出削減等に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めます。
- 従業員に対して環境教育を実施します。
- 事業者・建築主は，建築物の新築，増築又は改築に当たって，地球温暖化防止に配慮した取組を行います。
- 再生可能エネルギーの積極的導入を図ります。
- 県が実施する地球温暖化対策に協力します。
- 温室効果ガス排出の削減に向けた自主的な計画である「低炭素社会実行計画」に基づいた活動を実践します。
- カーボン・オフセット制度など地球温暖化に貢献する取組について検討します。

(4) 県民等の役割

- 地球温暖化の防止の重要性に関する理解を深め、日常生活において、温室効果ガスの排出削減等に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めます。
- 県が実施する地球温暖化対策に協力します。
- 事業者及び環境保全活動団体が実施する温室効果ガスの排出削減等に関する取組であって、多くの県民の参加によりその効果を発揮するものに協力します。
- 家族や職場の同僚など、周りの人にも広めることで、地球温暖化対策を県民全体での取組に発展させていくことに協力します。
- 観光旅行等で県内に一時的に滞在する者は、県が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めます。

(5) 環境保全活動団体の役割

- 地球温暖化の防止の重要性に関する理解を深めるとともに、その環境の保全に寄与する活動において、温室効果ガスの排出削減等に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めます。

(6) 県地球温暖化防止活動推進センターの役割

- 県と連携・協働して、地球温暖化対策に関する情報収集に努め、普及啓発を行うとともに、地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ります。

(7) 県気候変動適応センターの役割

- 本県の気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集・整理・分析・提供及び技術的助言に努めます。

(8) 県地球温暖化防止活動推進員の役割

- 県や県地球温暖化防止活動推進センター等と連携・協働して、県民に身近な地球温暖化対策についての啓発や助言、情報提供等を行います。
- 自ら積極的に温暖化防止活動を行うとともに、常に資質の向上に努めます。

(9) 大学等教育・研究機関の役割

- 発達段階に応じた環境教育や環境保全について主体的に考え、自主的に行動することができる能力の育成を行います。
- 県と連携・協働して、地球温暖化対策に関する情報収集に努め、普及啓発を行うとともに、地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ります。

3 計画の進捗管理

(1) 計画の実施状況の把握と評価・点検

本計画の実行性を高めるため、毎年度、温室効果ガス排出量を推計し、計画に基づく対策・施策の実施状況について把握し、鹿児島県地球温暖化対策推進本部等において評価・点検し、必要に応じて対策・施策を見直します。

(2) 計画の実施状況の公表

本計画に基づく対策・施策の実施状況について、毎年度、県のホームページ等により公表します。

4 計画の見直し

対策・施策の課題や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行います。

